

# 神奈川県公報



県の花：山ゆり

平成23年3月31日(木曜日)

号外第22号

毎週火曜日及び金曜日発行

目次	ページ		
○規則		神奈川県営のリノベーション住宅条例施行規則を廃止する規則(県土整備・公共住宅課)	8
神奈川県県税条例施行規則の一部を改正する規則(政策・税制企画課)	1	○告示	
神奈川県営の厚生住宅に関する条例施行規則を廃止する規則(県土整備・公共住宅課)	8	建築物環境性能表示基準の一部改正(環境農政・地球温暖化対策課)	8

## 規 則

神奈川県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

神奈川県知事 松 沢 成 文

神奈川県規則第38号

### 神奈川県県税条例施行規則の一部を改正する規則

神奈川県県税条例施行規則(昭和45年神奈川県規則第43号)の一部を次のように改正する。

第1条の3第2項第3号及び第1条の5第2項第3号中「行う」の次に「徴収猶予に関する」を加える。

第2条第16号中「第5項」を「第6項」に、「同条第12項」を「同条第13項」に、「介護保険法第7条第3項」を「同法第7条第3項」に改め、同条第17号中「第5条第21項」を「第5条第22項」に改め、同条第18号イ中「第5条第5項」を「第5条第6項」に、「同条第6項」を「同条第7項」に、「同条第7項」を「同条第8項」に、「同条第8項」を「同条第9項」に、「同条第13項」を「同条第14項」に、「同条第14項」を「同条第15項」に、「同条第15項」を「同条第16項」に改め、同条第19号中「第5条第20項」を「第5条第21項」に改め、同条第20号及び第27号中「第5条第21項」を「第5条第22項」に改め、同条第28号イ中「第5条第5項」を「第5条第6項」に、「同条第6項」を「同条第7項」に、「同条第7項」を「同条第8項」に、「同条第8項」を「同条第9項」に、「同条第13項」を「同条第14項」に、「同条第14項」を「同条第15項」に、「同条第15項」を「同条第16項」に改め、同条第29号中「第5条第20項」を「第5条第21項」に改める。

第21条第2項中「別表第1」を「別表第3」に改める。

附則第24項第1号中「公共交通移動等円滑化基準」の次に「(以下この項において「公共交通移動等円滑化基準」という。)」を加え、「平成18年4月1日から平成23年3月31日まで」を「平成23年4月1日から平成28年3月31日まで」に改め、同項第2号中「所得税法等の一部を改正する法律(平成20年法律第23号)第8条の規定による改正前の租税特別措置法(第4号において「旧租税特別措置法」という。)

第46条の2第2項の表の第4号に規定する乗降補助装置を有するもの(平成18年4月1日から平成23年3月31日まで)」を「公

公共交通移動等円滑化基準に適合するもの(平成23年4月1日から平成28年3月31日まで)」に改め、同項第3号中「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第8条第1項に規定する」を削り、「平成18年4月1日から平成23年3月31日まで」を「平成23年4月1日から平成28年3月31日まで」に改め、同項第4号中「旧租税特別措置法第46条の2第2項の表の第4号に規定する乗降補助装置を有するもの(平成18年4月1日から平成23年3月31日まで)」を「公共交通移動等円滑化基準に適合するもの(平成23年4月1日から平成28年3月31日まで)」に改める。

別表第4の4の項中

納付(納入)書(催告等(OCRバーコード付)用)	第9号様式の4	を
--------------------------	---------	---

納付(納入)書(催告等(OCRバーコード付)用)	第9号様式の4	に改め、
--------------------------	---------	------

納付書(個人事業税納税通知書用)	第9号様式の5
------------------	---------

同表の45の2の項中「第53条第52項及び第53項」を「第53条第47項及び第48項」に改め、同表の122の項中「第85条の2第2項」を「第75条第2項」に改める。

第5号様式及び第5号様式の2中

管理する税目	事務所等又は課税客体の所在地	を

管理する税目		に改める。
事務所等又は課税客体の所在地		

第5号様式の3中

税 目	事務所等又は課税客体の所在地	を

税目	
事務所等又は課税客体の所在地	

に改める。

第9号様式の4の次に次の1様式を加える。

第9号様式の5 (個人事業税納税通知書用) (別表第4関係) (用紙 縦11.4センチメートル 横27.8センチメートル)

○電  
C  
R算

○個  
事

県  
税

領  
収  
通  
知  
書

○個  
事

納  
付  
書  
(原  
符)

○個  
事

県  
税

領  
収  
証  
書

都道府県コード  
140007

都道府県コード 140007 個人事業税

○個  
事

○個  
事

都道府県コード 140007

(納  
税  
者)

様

納税通知書 番 号	所得年	年 税 額	円
年度第 期分 (月 随 時 分)	延滞金		
個人 事 業 税	計		
納 期 限	年	月	日

整  
理  
番  
号

(納  
税  
者)

年 度 等	年度第 期分 (月 随 時 分)	円
納税通知書 番 号	所得年	年
税 額	延滞金	
延 滞 金	計	
納 期 限	年	月
収納通知先	神奈川 県 税 務 所	日

領  
収  
日  
付  
印

上記の金額を領収したので、通知します。  
神奈川県 県税事務所出納員殿

(納  
税  
者)

納税通知書 番 号	所得年	年 税 額	円
年度第 期分 (月 随 時 分)	延滞金		
個人 事 業 税	計		
納 期 限	年	月	日

上記の金額を領収しました。

納  
付  
場  
所  
神奈川県指定金融機関  
神奈川県指定代理金融機関  
神奈川県収納代理金融機関

領  
収  
日  
付  
印

第40号様式(裏)中「東京手形交換所の交換参加地域(神奈川県、島部を除く東京都並びに一部の地域を除く埼玉県及び千葉県)の地域外で受け取る場合は、手数料がかかります」を「本請求による受取には、手数料がかかる場合があります」に改める。

第59号様式(表)中「平成21年度」の次に「及び22年度」を加え、「平成22年度」を「平成23年度」に改める。

第61号様式の2中「第53条第50項又は第51項」を「第53条第45項

又は第46項」に改める。

第61号様式の3中「第53条第50項又は第51項(第52項)」を「第53条第45項又は第46項(第47項)」に改める。

第65号様式の3中「定期積金」の次に「の給付補填金」を加え、「給付補てん金」を「給付補填金」に改める。

第67号様式を次のように改める。

第67号様式(個人事業税一般用)(別表第4関係)(表)(用紙 縦11.4センチメートル 横8.6センチメートル)

個人事業税納税通知書

(納税者)

納税通知書番号	課税年度		所得年
	年度		年
課税標準額	種別	税率	税額
千円		/100 /100	円
減免税額			
納付すべき税額			

区分	納期限	納付額
第 期分(月随時分)	・ ・	円
第 期分	・ ・	

上記のとおり納付してください。

年 月 日

神奈川県 県税事務所長 印

(裏)

- 備考 1 地方税法第72条の2第3項の規定により表記のとおり事業税が課されますので、納付してください。
- 2 納期限までに納付されないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数は切り捨て、全額が2,000円未満の場合は全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント（当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントを加算した割合が年7.3パーセントに満たない場合は、その年中においては当該商業手形の基準割引率に年4パーセントを加算した割合）の割合（この場合における年当たりの割合は、閏年<sup>じゆん</sup>の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）を乗じて計算した延滞金<sup>ちんたいきん</sup>が加算されます。
- 3 この通知に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。
- 4 この通知に係る処分の取消しの訴えは、上記3の審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に神奈川県を被告として横浜地方裁判所に提起することができます。
- 5 上記4の処分の取消しの訴えは、上記3の審査請求に対する裁決を経た後でなければ、提起することができません。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで、この通知に係る処分の取消しの訴えを提起することができます。
- (1) 審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

納 付 場 所	神 奈 川 県 指 定 金 融 機 関 神 奈 川 県 指 定 代 理 金 融 機 関 神 奈 川 県 収 納 代 理 金 融 機 関
------------------	---

第74号様式の2の備考1中「平成17年1月1日」を「平成18年1月1日」に改め、同様式の備考2中「平成17年4月1日から平成22年3月31日まで」を「平成18年4月1日から平成24年3月31日まで」

に改める。  
第75号様式を次のように改める。

第75号様式 (不動産取得税用) (別表第4関係) (表) (用紙 縦11.4センチメートル 横36.4センチメートル)

納 税 通 知 書 ・ 領 収 証 書

領 収 済 通 知 書

納 付 書 (原 符)

都道府県コード 140007

都道府県コード 140007 不動産取得税

都道府県コード 140007

電 算 機 領 収 済 通 知 書

(納 税 者)

(納 税 者)

(納 税 者)

納税通知書 番 号	年 度	月 随 時 分	税 額	円
			延滞金	
不 動 産 所 得 税			計	
納 期 限	年 月 日			

整 理 番 号

年 度 等	年 度	月 随 時 分
納税通知書 番 号		
税 額		円
延 滞 金		
計		
納 期 限	年 月 日	
収納通知先	神奈川県 県税事務所	

納税通知書 番 号	年 度	月 随 時 分	税 額	円
			延滞金	
不 動 産 所 得 税			計	
納 期 限	年 月 日			

不動産 の 種 類	課 税 標 準 額	円	税 率	/100
物 件 所 在 地				/100

領 収 日 付 印

領 収 日 付 印

領 収 日 付 印

上記の金額を領収したので、通知します。  
神奈川県 県税事務所出納員殿

上記のとおり納付してください。

年 月 日  
神奈川県 県税事務所長 印  
上記の金額を領収しました。

納 付 場 所

神奈川県指定金融機関  
神奈川県指定代理金融機関  
神奈川県収納代理金融機関

(裏)

- 備考 1 地方税法第73条の2の規定により表記のとおり不動産取得税が課されますので、納付してください。
- 2 納期限までに納付されないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額(1,000円未満の端数は切り捨て、全額が2,000円未満の場合は全額を切り捨てる。)に年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント(当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントを加算した割合が年7.3パーセントに満たない場合は、その年中においては当該商業手形の基準割引率に年4パーセントを加算した割合)の割合(この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。)を乗じて計算した延滞金<sup>レバ</sup>が加算されます。
- 3 この通知に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に神奈川県知事に対して審査請求をすることができます。
- 4 この通知に係る処分の取消しの訴えは、上記3の審査請求に対する裁判があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に神奈川県を被告として横浜地方裁判所に提起することができます。
- 5 上記4の処分の取消しの訴えは、上記3の審査請求に対する裁判を経た後でなければ、提起することができません。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁判を経ないで、この通知に係る処分の取消しの訴えを提起することができます。
- (1) 審査請求があつた日から3か月を経過しても裁判がないとき。
  - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - (3) その他裁判を経ないことにつき正當な理由があるとき。

第79号様式(裏)の備考3中「平成17年1月1日」を「平成18年1月1日」に改め、同様式(裏)の備考4中「平成16年4月1日から平成17年12月31日まで及び」を削る。

第80号様式(裏)の備考3中「平成17年1月1日」を「平成18年1月1日」に改める。

第91号様式(表)の備考2中「かい書」を「楷書」に、「めいりよう」を「明瞭」に改め、同様式(表)の備考4中「附則第12条の2の2第12項又は第13項」を「附則第12条の2の5第1項又は第2項」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成22年法律第71号)附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の附則第24項第1号及び第2号の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に初めて道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第7条第1項の規定による新規登録(県内における登録に限る。以下「新規登録」という。)を受けた自動車(当該新規登録の申請をした者が所有する自動車に限る。以下同じ。)の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前に初めて新規登録を受けた自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

3 改正後の附則第24項第3号及び第4号の規定は、施行日以後に初めて新規登録を受けた自動車に対して課すべき自動車税について適用し、施行日前に新規登録を受けた自動車に対して課する自動車税については、なお従前の例による。

4 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

神奈川県営の厚生住宅に関する条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

神奈川県知事 松沢成文

神奈川県規則第39号

神奈川県営の厚生住宅に関する条例施行規則を廃止する規則

神奈川県営の厚生住宅に関する条例施行規則(昭和39年神奈川県

別表第1

CASBEEかながわによる建築物の環境性能の評価結果の区分	
地球温暖化への配慮(LCCO <sub>2</sub> 排出率)	100% < LCCO <sub>2</sub> 80% < LCCO <sub>2</sub> ≤ 100% 60% < LCCO <sub>2</sub> ≤ 80%

規則第61号)は、廃止する。

附則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 神奈川県営住宅条例の一部を改正する等の条例(平成22年神奈川県条例第36号)附則第2項に規定する厚生住宅の入居者については、当該厚生住宅の入居者が入居する神奈川県営の厚生住宅を明け渡すまでの間は、この規則による廃止前の神奈川県営の厚生住宅に関する条例施行規則第1条第3号から第27号まで及び第3条から第14条までの規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

神奈川県営のリロケーション住宅条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

神奈川県知事 松沢成文

神奈川県規則第40号

神奈川県営のリロケーション住宅条例施行規則を廃止する規則

神奈川県営のリロケーション住宅条例施行規則(平成7年神奈川県規則第57号)は、廃止する。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

神奈川県告示第228号

建築物環境性能表示基準(平成21年神奈川県告示第552号)の一部を次のように改正し、平成23年4月1日から施行する。ただし、改正後の別表第1の規定は、この告示の施行の日以後に神奈川県地球温暖化対策推進条例(平成21年神奈川県条例第57号)第19条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)の規定により提出される同条第1項に規定する建築物温暖化対策計画書(以下「建築物温暖化対策計画書」という。)に記載された建築物に係る同条例第25条第1項又は第2項(これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。)の規定による表示(以下「表示」という。)について適用し、同日前に提出された建築物温暖化対策計画書に記載された建築物に係る表示については、なお従前の例による。








平成23年3月31日

神奈川県知事 松沢成文

別表第1を次のように改める。

建築物環境性能表示	
項目	表示
地球温暖化防止対策	
	
	



	30% < LCCO <sub>2</sub> ≤ 60%		
	LCCO <sub>2</sub> ≤ 30%		
ヒートアイランド現象の緩和のスコア値	1.5未満	ヒートアイランド対策	
	1.5以上2.5未満		
	2.5以上3.5未満		
	3.5以上4.5未満		
	4.5以上		
建築物の環境効率(BEE)	C (BEE < 0.5)	総合評価	★★★★★
	B- (0.5 ≤ BEE < 1.0)		★★★★★
	B+ (1.0 ≤ BEE < 1.5)		★★★★★
	A (1.5 ≤ BEE < 3.0)		★★★★★
	S (3.0 ≤ BEE) かつ、Q ≥ 50 (Q : 建築物の環境品質)		★★★★★